

第 87 号議案

指定管理者の指定の件（神戸市立葺合文化センターほか）

次のとおり地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者を指定する。

令和4年2月17日提出

神戸市長 久 元 喜 造

公の施設の名称	指定管理者	指定期間
神戸市立葺合文化センター	神戸市中央区楠町4丁目2番2号 公益財団法人神戸市民文化振興財団	令和4年4月 1日から令和
神戸市立生田文化会館	代表理事 服部 孝司	4年7月31日 まで

理 由

神戸市立葺合文化センター等の指定管理者の指定をするに当たり、議会の議決を経る必要があるため。

神戸市立葺合文化センター及び神戸市立生田文化会館の
指定管理者の指定等について

1. 公の施設の名称, 指定管理者, 指定期間, 債務負担行為

公の施設の名称	指定管理者	指定期間	債務負担行為
神戸市立葺合文化センター	神戸市中央区楠町4丁目2番2号 公益財団法人神戸市民文化振興財団 理事長 服部 孝司	令和4年 4月1日 から令和 4年7月 31日まで	期間： 令和3～4年度 限度額： 8,000千円
神戸市立生田文化会館			期間： 令和3～4年度 限度額： 10,000千円

2. 選定までのスケジュール

提案書類受付期限 令和3年12月10日（金）

選定評価委員会 令和3年12月20日（月）

3. 選定理由

神戸市勤労会館及び神戸市立葺合文化センター・神戸市立生田文化会館の機能を集約し、市役所3号館跡に整備する中央区文化センターの供用開始が令和4年7月となる予定であり、それまでの間、葺合文化センター及び生田文化会館の現指定管理者を継続して指定する。

[施設の概要]

(1) 設置目的

市民の健康及び福祉の増進並びに文化の向上を図るとともに、地域活動の振興及び市民相互の交流に資するため

(2) 所在地

- ・ 葺合文化センター：神戸市中央区熊内橋通7丁目1番13号 神戸芸術センター6階
- ・ 生田文化会館：神戸市中央区中山手通6丁目1番40号

(3) 規模構造及び施設内容

- ・ 葺合文化センター
大会議室、中会議室（2室）、小会議室（2室）、和室、多目的室
- ・ 生田文化会館
大ホール、会議室（5室）、和室、料理室、音楽室、視聴覚室、美術室、陶芸室、衣服文化室、体育室、多目的ホール

(4) 開館時間・休館日

開館時間：（月曜日～土曜日） 午前9時～午後9時

（日祝日） 午前9時～午後5時

休館日：毎月第3月曜日，年末年始（12月28日～翌年1月4日）